

商工会ExpressNews

地域の経済動向と需要動向に関する情報を配信しています！是非ご利用ください！

消費税増税直前特集号



高山北商工会
Nyukawa Kokufu Kamitakara

令和元年10月1日より消費税が8%⇒10%へと増税されます！！

消費税の増税が直前まで迫ってきています。今回のExpressNews増刊号では増税への準備と確認、事務処理方法等のポイントをご案内いたします。あまり時間は残されていませんが円滑なスタートが切れるよう十分な対策を行いましょ。

～準備と確認～

■値札の付け替え価格表示をお客様に分かりやすく

総額表示から外税表示に変更する場合、お客様からのクレームを招く可能性があります。事前に丁寧にお客様へ説明するなど、対策を行いましょ。

総額表示：11,000円（税込）

外税表示：10,000円（税抜）

：10,000円+税

：10,000円+1,000円（税）

■POP・案内の掲示

店内の目に付きやすい場所や各商品棚に次のような掲示をしましょ。

当店の価格は全て
税抜き表示となっています。
レジ精算時に別途
消費税相当額を申し受けます。

消費税はレジでの精算いたしませ
当店の価格はすべて
税抜き価格
となっております

当店の価格はすべて
税込み価格
となっております

■レジ・経理システムの確認

今使用中のレジは、消費税10%（軽減税率8%）への変更が可能ですか？購入した業者に変更を依頼する場合は、早期に日程確認のうえ依頼しておきましょ。

～事務処理～

■9月30日の作業

①【売掛金】【未収金】の確認と請求書作成

10月1日より消費税率が10%（軽減税率8%）となるため、9月30日で締めて消費税率8%の請求書を作成します。例えば、20日締めの場合も、9月21日から30日まで分は消費税率8%にて請求書を作成します。この場合には10月分の請求書に9月21日から30日は8%・10月1日から20日は10%とはっきり分けた請求書の作成でもかまいません。なお、売掛金・未収金についても売上期日を明確にしておかなければなりません。（貸倒引当金計上などに影響）

②【返品】があった場合の注意点（9月末日までに販売した商品が10月に返品があった場合）

10月以降に返品を受ける場合、当然のことですが9月中に販売した商品等の返品の場合は、商品額（税抜）に8%の消費税を加えて返金します。ですから、いつ販売したものなのかを必ず確認しなければなりません。そもそも返品を受ける場合、レシートや納品書の提出により返品に応じるよう習慣化しましょ。

③【買掛金】【未払金】について

売掛金等同様に、9月30日迄分（消費税率8%分）で締めて集計をしておくスムーズに決算資料を作成することができます。

～納税準備と資金繰り～

消費税率が引上げられれば「納税額の増加」や「仕入・諸経費に係る資金の増加」となります。また税金の滞納は、納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になるなど、経営に大きな影響を及ぼします。資金繰り表の作成や運転資金確保のための改善策をとることが必要になります。

ご不明な点、お悩み事などありましたら一度商工会までご相談ください！！